広報 おおだて

6月1日号（No.277）

◆ 編集と発行 ── 大館市役所（電話）49－3111
◆ 発行年月日 ── 昭和55年6月1日
◆ 発行日 ── 毎月 1・16日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

◆昭和43年3月1日第3種郵便物認可（1部5円）

住民登録
5月1日現在

		前月比
人口	72,625	(+89)
男	34,691	
女	37,934	
世帯数	20,980	(+94)

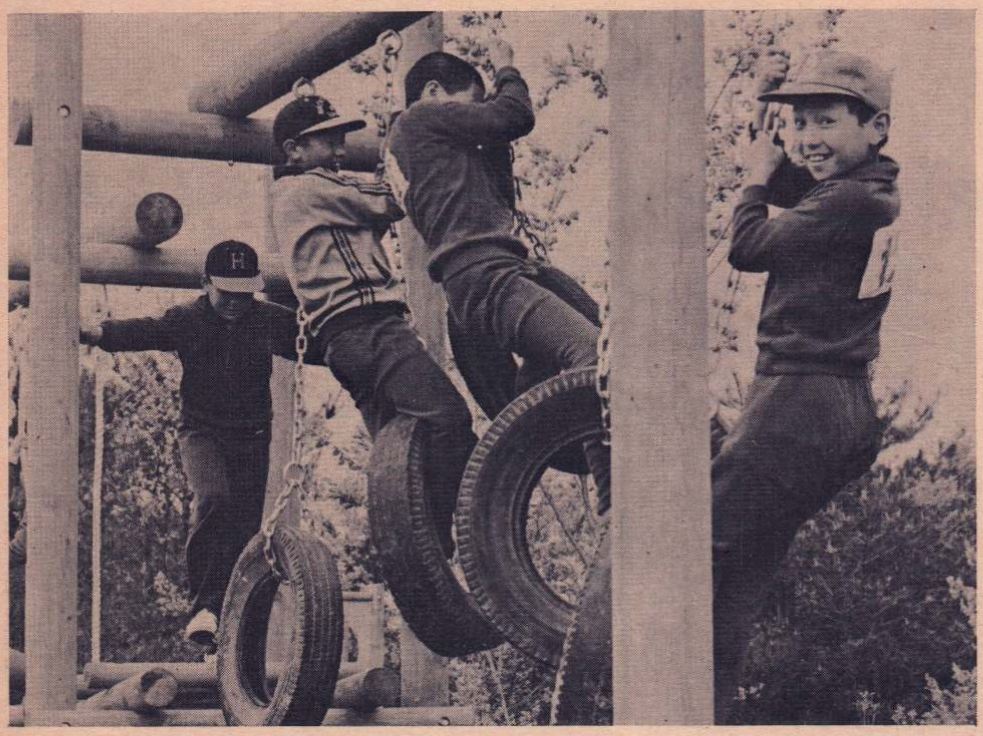

市民の森に増設中の野外運動施設が完成し、訪れる子供たちをはじめ、大人の方々にも大変喜ばれています。

これまでにすでに十八の野外運動施設が昭和五十三年六月に完成、訪れる人の人気の的になっていましたが、同施設のとなりに総工費二千百四十三万円でさらに十三施設、全長約二百㍍を加え新しく生まれ変わったものです。

同運動施設は一般にフィールドアスレチックなどと呼ばれ親しまれているもので、丸太、ロープ、それにネット、タイヤなどを組み合せただけのきわめて原始的なものですが、逆にそうした作りが自由に創意工夫して楽しめるということ、それぞれの器具に違ったおもしろさがあるということで、大人も一緒になって遊ぶといった光景もしばしば見られます。

新緑の薫る季節、青空の下で家族で、あるいは友だち同志でさわやかな汗を流してみてはいかがでしょうか。

増設された

ー市民の森ー

広報 歳時記

6 月

陰暦異名・水無月（みなづき）
花　暦・花菖蒲（よいおとずれ）
誕生石・パール（健康、長寿）

6月10日は「時の記念日」

その昔、天智天皇が初めて水時計を使った西暦671年4月25日が、太陽暦の6月10日に当たるところから決められたものです。

当時の水時計は漏刻（ろうこく）といって、4つの箱を階段状に置いて水を入れ、管を伝った水が最後の箱にたまるとそこに浮かべた矢によって時刻をはかったといわれています。

その1300年後の現在の時計は、電池式、音叉式、クォーツ（水晶発振）と目まぐるしく変化しています。

ところで、時計の進歩の割には、暮らしの中の時間厳守は、それほどでもないようです。

――時間を守り、尊重することによって生活を合理的に、そして豊かに――という「時の記念日」の趣旨をこの機会にかみしめてみたいものです。

＜6月上半期の主な行事＞

1日・水道週間（～7日・厚生省）
・計量記念日（通商産業省）
・気象記念日（気象庁）
5日・市の施設めぐり
7日・平和像・記念碑除幕式（花岡体育館）
8日・長木川クリーンアップ作戦（長木川）
10日・交通事故相談日（17日、24日・市役所）

大館市の将来像は……

アンケートにご協力を

このたび、大館市の基本構想を改定するにあたって、市民の皆さんが、大館市の将来にどのような考えをおもちかは握するために、アンケート調査を実施することになりました。

基本構想とは、昭和65年を目途に、市勢の発展、市民福祉の向上をはかるため大館市のあるべき将来像を描き、その実現のために今後の市政の進むべき方向を定めるものです。

アンケート調査のため調査員がお宅に伺った際には、ご協力お願いいたします。

・**調査期間**　六月一～十五日
・**調査区域**　大館市全域
・**調査対象**　二千人
・**抽出方法**　無作為抽出

衆議院議員総選挙	公示	6月2日
参議院議員通常選挙	公示	5月30日
最高裁判所裁判官国民審査	告示	6月2日

投票日は6月22日(日)です

◇投票のできる方

・**年齢**――昭和35年6月23日以前に生まれた方
・**転入**――昭和55年2月28日までに転入の届出をした方で、ひき続き大館市に居住中であること

◇投票のできない方

・**転出**――昭和55年2月21日以前に他市町村に住所を移した方
・**転入**――他の市町村から大館市に住所を移した方で、昭和55年2月29日以降に届け出をした方

◇不在者投票

当日不在の方は不在者投票ができます

▽**不在者投票期間**
衆議院議員総選挙　昭和55年6月2日
参議院議員通常選挙　昭和55年5月30日
最高裁判所裁判官国民審査　昭和55年6月12日
～6月21日

▽**時間**　午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日も可）

▽**場所**　選挙管理委員会事務局（市役所内）

▽**次のような重度の障害のある方は**、郵便による不在者（在宅）投票ができます。投票用紙の請求期限は六月十八日までです

・身体障害者手帳をもっている方で、両下肢・体幹の障害が一級か二級、また心臓・じん臓・呼吸器の障害が一級か三級の方
・戦傷病者手帳をもっている方で、両下肢・体幹の障害が特別・第一・第二項症、また心臓・じん臓・呼吸器の障害が特別・第一・第三項症の方

◇投票区の一部を変更

▽新設した投票区と○内が所属町内

・**東台投票区**　投票所――**東台一区児童会館**
（柄沢、東台一区・二区・三区・四区、長根山町）
・**釈迦内第三投票区**　投票所――**獅子ケ森一区町内会館**
（獅子ケ森一区・二区、日鉱日向台、日鉱獅子ケ森、小釈迦内）

▽廃止した投票所――花岡保育園（いままで、この投票所で、投票された町内はつぎのように分れます。）
・**花岡公民館投票所**（東前田、北前田）
・**花岡体育館投票所**（桜町一区・二区・三区・四区、西前田神山社宅）